

京都市京北農林事務所規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市規則第136号

京都市京北農林事務所規則

(設置)

第1条 農林畜水産業の経営改善及び技術の指導，農林地及び農林業用施設の改修及び維持管理等に関する事務を処理させるため，京都市京北農林事務所（以下「事務所」という。）を置く。

2 事務所の位置は，京都市右京区京北周山町上寺田1番地の1とする。

3 事務所の所轄区域は，右京区役所京北出張所の所管区域とする。

(職員)

第2条 事務所に次の職員を置く。

所 長

農政係長

林政係長

施設係長

その他の職員 若干人

2 事務所に担当課長，所長補佐，担当課長補佐又は担当係長を置くことがある。

(職務)

第3条 所長は，上司の命を受け，事務所の所掌事務を掌理し，所属職員を指揮監督する。

2 担当課長，担当課長補佐，係長又は担当係長は，上司の命を受け，担当事務を処理し，補佐職員があるときは，これを指揮監督する。

3 所長補佐は、所長が定める事務について所長を補佐する。

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

(代理)

第4条 所長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。ただし、担当課長が置かれている場合は、主管事務につき、担当課長がその職務を代理し、担当課長に事故があるときは、主管事務につき、所長補佐、担当課長補佐、係長又は担当係長がその職務を代理する。

(事務の概目)

第5条 事務所において取り扱う事務の概目は、次のとおりとする。

- (1) 事務所の庶務に関すること。
- (2) 農林畜水産業の経営改善及び技術の指導に関すること。
- (3) 市有林施業に関すること。
- (4) 森林法による申請、届出等に関すること。
- (5) 農業振興地域の整備に係る調査に関すること。
- (6) 米穀の生産調整に関すること。
- (7) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律による申請、届出等に関すること。
- (8) 京都市里道管理条例による里道（専ら農林業の用に供するものに限る。以下同じ。）の管理に関すること。
- (9) 京都市水路等管理条例による農業用水路等の管理に関すること。
- (10) 上弓削農業集落排水施設の管理に関すること。
- (11) 前3号に掲げるもののほか、農林地及び農林業用施設の改修及び維持管理に関すること。
- (12) 里道及び農業用水路等に係る境界の明示に関すること。
- (13) 農業用水の水源対策に関すること。

- (14) 農地の交換分合に関する事。
- (15) 鳥獣による農林水産業に係る被害の防止に関する事。
- (16) 農林畜水産業に係る資金の融資の相談に関する事。
- (17) 京都農業共済組合からの委託業務に関する事。
- (18) 林産物の生産及び流通の改善に関する事。
- (19) 農業委員会及び関係諸団体との連絡に関する事。
- (20) 工事の設計、施行、監督及び検査に関する事。
- (21) 工所用材料等の現場検収に関する事。

(報告)

第6条 所轄局長は、担当課長、担当課長補佐、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定め、総務局長に報告しなければならない。

附 則

この規則は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(総務局総務部文書課)